

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地方分権改革の着実な推進が不可欠である。

国は、2期にわたり地方分権改革を進め、地方分権改革推進委員会で勧告された各般の課題についても一通り検討を行ったとしているが、第1次から第3次一括法による義務付け・枠付けの見直しについては、「従うべき基準」が数多く残されており、第4次一括法等による国から地方への事務・権限の移譲も、わずか50事項に止まるなど、十分なものではない。

また、地方税財政制度については、三位一体改革以降、国から地方への税源移譲が行われていないばかりか、臨時財政対策債や地方法人特別税、地方法人税など地方分権に反する制度が次々と導入され、地方税財源の充実強化に向けた取組が進んでいない。

そこで、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、特に次に掲げる4つの事項の実現を強く要求する。

1 「提案募集方式」に基づく改革の推進

今年度から新たに導入された「提案募集方式」について、地方は積極的に953件の提案を行ったところであるが、各府省からの回答を踏まえて地方分権改革有識者会議が決定した「当面の方針」では、「実現することを前提に実務面の調整を行う」とされた提案は、わずか33件にとどまっている。

については、地方分権改革を着実に推進するという制度創設の趣旨を踏まえ、提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。

また、「提案募集方式」の導入により、国自らがこれ以上、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等を検討しないということはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

2 地方法人特別税及び地方法人税の撤廃

地域間の税収格差の是正を名目に、消費税率の引上げまでの暫定措置として導入された地方法人特別税は、平成27年10月までに確実に撤廃し、地方税である法人事業税に復元すること。

また、同様の名目で、本年10月に地方法人税が導入されたが、本来、税収格差の是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で、国の責任で行うべきである。これに地方税を用いることは、地方分権に反するとともに、地方自治体同士での財源の奪い合いとなり、極めて不適切である。

加えて、同制度は、実質的には地方交付税の総額不足の補填に利用されており、国が責任を放棄したといえる極めて不当な措置となっている。

このように、地方法人税は、地方分権に反するのみならず、制度運用の面からも将来にわたって地方財政に悪影響を及ぼすものであることから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すること。

3 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

本年6月の「骨太の方針2014」において、平成27年度から、数年をかけて法人実効税率の20%台までの引下げを目指すとされたが、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっており、また、法人税の34%が地方交付税原資になっていることに鑑み、国税から地方税への税源移譲や租税特別措置の見直しによる課税ベースの拡大等により、確実な代替財源を確保し、地方の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、法人課税における超過課税は、地方税法に定められた制限税率の範囲内で課税自主権の行使の一環として、地方自治体の判断により行っているものである。これに国が介入することは、地方分権に反するものであるため、法人実効税率を引き下げの場合であっても、地方の超過課税の撤廃や見直しを求めないこと。

4 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に導入されて以来、地方から廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、4度目の延長期間である平成25年度で廃止されることなく、平成28年度まで5度目の延長がなされた。

臨時財政対策債を延長し、大量発行する状況を放置することは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は、持続可能な地方財政制度という観点から、抜本的な見直しが急務である。

地方財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を廃止することとし、その工程を早急に示すこと。それまでの間、財政力指数の高い地方自治体に過大に配分されている不公平な臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。

平成26年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	舛 添 要 一
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市 長	福 田 紀 彦
	千葉市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市 長	清 水 勇 人
	相模原市 長	加 山 俊 夫